

**12月開催【建設事業者向け】
時間外労働の上限規制等に関する説明会のご案内**

群馬労働局 監督課

【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会

開催日	12/10	12/24
曜日	火	火
対象事業場所在地	太田・桐生	伊勢崎・玉村・渋川
担当署	太田署	前橋署
会場	太田市産業支援センター 多目的研修室	群馬建設会館 研修室①

建設の事業についても、2024年（令和6年）4月から時間外労働上限規制が適用開始となっています。本年12月、群馬労働局では上記のとおり、建設事業者向けの「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》を開催いたします（本年度における群馬労働局主催の上限規制等に関する説明会は、12月をもって終了となります。）。

なお、工事発注者の立場の方も参加可能ですので申し添えます。

※ 多くの建設関係事業者に案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記受託事業者までお問合せくださるようお願いいたします（事業場の所在地に限定されず、いずれかの説明会に参加することが可能です。）。

【案内状発送・お申込み受付・お問い合わせ受付等運営対応】

厚生労働省委託 令和6年度時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催等事業

受託事業者 ランゲート株式会社 〒600-8005 京都市下京区立売東町28-2 大和証券京都ビル6F

【TEL】075-366-5900 【FAX】075-366-5901 【Mail】j-setsumeikai@mb.langate.co.jp

【HP】<http://www.langate.co.jp/roudou-setsumeikai/10/top.html>

【説明項目は以下を予定しております】 開始14:00～終了16:30 予定

- (1) 建設業の時間外労働上限規制について
 - (2) 上限規制の例外について
 - ア 災害時の復旧・復興の事業（労働基準法第139条第1項）
 - イ 災害など臨時的の必要がある場合の時間外労働（同法第33条第1項）
 - ウ 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A
 - (3) 36協定（時間外・休日労働協定届）の窓口指導事例
 - (4) 監督署による監督指導事例
 - (5) 適正な工期設定について
 - (6) 働き方改革の推進に向けた支援について
- ～ 質疑応答 ～